

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

①大木製菓有限会社は、埼玉県上尾市に本社・工場を構え、直営店舗2店舗と駅ナカなどの催事・農協直売所を中心に営業展開して今年で90周年を迎えた。地域密着郊外店舗「彩菓庵おおき」では和菓子・芋菓子を中心に販売し、小江戸川越の観光地ではさつまいも専門店「芋屋初代仙次郎」として食べ歩きに特化した川越チップスやさつまいもソフトクリームなどを販売している。経営理念に「ありがとうの気持ちと笑顔の為に」を掲げ従業員・お客様・関連企業すべての人たちをお菓子で笑顔に幸せに出来るように日々心を込めてお菓子をつくりそして感謝の気持ちで販売していきます。

②ITの活用につきましては、自社のホームページやSNSを活用し、お客様満足度を高め、営業活動をしていきます。またレジのIT化を進めて行きます。

③日本伝統の和菓子職人を志す専門人材を育成すべく、学生のインターシップに協力し専門学校との連携を強化します。

④製造において、省エネルギー化を進めると共に食品ロスの削減に努めます。

⑤健康経営を目指し、社員に毎年健康診断を推進していきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

納入代金は可能な限り現金または銀行振込で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

①お客様からいただいた評価を積極的に受け止め、製品や接客サービスの改善に真摯に取り組みます。

②約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024年5月15日

大木製菓有限会社、
企 業 名

代表取締役 大木 浩一
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。